

# 工事完了公告前の建築等の承認の申請に必要な図書

(都市計画法第37条)

次に掲げる図書を製本して**3部**提出してください。

ただし、京都市都市計画法施行細則第10条第2項第1号、第3号又は第4号に該当する場合は、4(3)については予定建築物のみ記載し、また、同(4)、(7)の基礎部詳細図及び立面図並びに(8)の図面は必要ありません。

- ☐ 1 工事完了公告前の建築等の承認申請書（京都市都市計画法施行細則第11号様式）
- ☐ 2 委任状

代理人に申請等を委任するときに限ります。委任状には実印押印のうえ、委任状の日付から3箇月前までに発行された印鑑証明書を添付してください（法人の場合は代表者事項証明書添付）。

1部正本、残る2部は写し。

- ☐ 3 開発許可通知書の写し

4 図面（開発区域は赤色線で、申請に係る建築物等の敷地は橙色線で囲み、図面袋に入れてください。）

- ☐ (1) 開発区域位置図（1/2500）
- ☐ (2) 土地利用計画図
- ☐ (3) 造成計画平面図

建築物等に係る掘削工事により影響を受ける擁壁等の範囲を赤色斜線（下図が分かるように薄く着色すること。以下同じ。）で、予定建築物の中で建築が認められる承認範囲を緑色斜線で囲んでください。図面が見にくくなる場合は、2枚に分けて表示してください。

- ☐ (4) 排水計画平面図

建築物等に係る掘削工事により影響を受ける排水施設等の範囲を赤色斜線で表示してください。

- ☐ (5) 申請に係る建築物等の敷地の求積図
- ☐ (6) 公図（申請日前3箇月以内のもの）
- ☐ (7) 建築確認に添付する平面図、基礎部詳細図、断面図及び立面図

建築物等に係る掘削工事により影響を受ける擁壁等の範囲を赤色斜線、予定建築物の中で承認範囲を緑色斜線で囲んでください。

- ☐ (8) 断面詳細図

建築物の基礎部分等により擁壁等がどのように影響を受けるか、分かるように表示してください。

- ☐ (9) 工事工程表

開発行為完了予定日を記入してください。

- ☐ 5 その他別途指示する図書

※ 承認範囲については、原則として建築物の中で擁壁等に関係がある部分とし、承認申請受付までに協議を行い、決定します。